平成26年９月25日

静岡市議会厚生委員会
　委員長　丹沢　卓久　様

厚生委員会委員　　　　西谷　博子　㊞

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の修正案の提出について

上記の修正案を次のとおり静岡市議会委員会条例第28条の規定により提出します。

記

議案及び提案の理由　　　　　別紙のとおり

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案に対する修正案

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正する。

第45条の改正規定を次のように改める。

第45条第５号中「及び附則第３条第２項」を削り、同条第８号中「、イ及びカ」を「からウまで」に改め、「、保育室等を３階以上に設ける建物は、次のイからクまでの要件に」を削り、同号イを次のように改める。

イ　次の表の左欄に掲げる区分ごとに、同表右欄に掲げる設備が１以上設けられていること。

区分	施設又は設備
常用	１　屋内階段 ２　屋外階段
避難用	１　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第１項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の１階から２階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第２号、第３号及び第９号を満たすものとする。 ２　待避上有効なバルコニー ３　建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ４　屋外階段

第45条第８号中ウからオまでを削り、カをウとし、キ及びクを削る。

第45条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第46条を次のように改める。

第46条　削除

第47条の改正規定中「第47条第２項中」を「第47条第１項ただし書を削り、同条第２項中「６人」を「４人」に、「幼児おおむね20人」を「幼児おおむね15人」に改め、」に改める。

（提案理由）

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の設備の基準、食事の提供、職員を改めようとするものである。